

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の 手続に関する規則	1
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の 日を定める規則	4
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正す る規則	4
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	5
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	5
◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	6
高知県公営企業局管理規程	
◎企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に 基づく意見の聴取の手続に関する規程	15
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の 一部を改正する規程	15
高知県議会告示	
◎高知県議会議長が行う職員の退職手当に関する条例の 規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程	15
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則 の一部を改正する規則	16
高知県監査委員告示	
◎高知県代表監査委員が行う職員の退職手当に関する条 例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程	29

規 則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続
に関する規則をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第80号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取 の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和28年高
知県条例第59号。以下「条例」という。)第14条第3項又は第

15条第4項(条例第16条第2項及び第17条第7項において準用
する場合を含む。)の規定により退職手当管理機関(条例第11
条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。)が
行う意見の聴取の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ
れぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第14条第4項、第15条第5項、第16条第3
項及び第17条第8項において準用する高知県行政手続条例
(平成7年高知県条例第45号。以下「準用手続条例」とい
う。)第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者
をいう。
- (2) 当事者 準用手続条例第15条第1項の規定による通知
(以下「意見の聴取の通知」という。)を受けた者(同条第
3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされ
る者を含む。)をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって条例に照らし条例第14
条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1
項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分(以
下「退職手当の支給制限等の処分」という。)につき利害関
係を有するものと認められるものをいう。
- (4) 参加人 準用手続条例第17条第1項の規定に基づき意見
の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。
(意見の聴取の通知の手続)

第3条 意見の聴取の通知は、別記様式による意見の聴取通知書
により行うものとする。
(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合
においては、準用手続条例第15条第1項の規定により通知された
(同条第3項に規定する方式により通知された場合を含む。)意
見の聴取の期日又は場所の変更を退職手当管理機関に申し出
ることができる。

- 2 退職手当管理機関は、前項の規定に基づく申出により、又は
職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定に基づき意見の聴取の期日
又は場所を変更したときは、速やかに当該変更後の意見の聴取
の期日又は場所を当事者、参加人(その時まで準用手続条例
第17条第1項の規定に基づく求めを受諾し、又は同項の規定に
基づき許可を受けている者に限る。)及び第7条に規定する参
考人に通知しなければならない。
- 4 前3項の規定は、主宰者が準用手続条例第22条第2項(準用
手続条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定に
より通知し、又は告知した意見の聴取の期日又は場所の変更
について準用する。この場合において、前3項中「退職手当管理
機関」とあるのは「主宰者」と、第1項中「準用手続条例第15

条第1項」とあるのは「準用手続条例第22条第2項(準用手続
条例第25条後段において準用する場合を含む。)」と、「同条
第3項」とあるのは「準用手続条例第22条第3項(準用手続
条例第25条後段において準用する場合を含む。)において読み替
えて準用する準用手続条例第15条第3項」と読み替えるもの
とする。

(代理人の選任の届出)

第5条 当事者又は参加人は、準用手続条例第16条第1項又は第
17条第2項の規定に基づき代理人を選任したときは、意見の聴
取の期日までに、意見の聴取の件名、当該代理人の氏名及び住
所並びに当該当事者又は参加人ととの関係を記載した書面に、
当該代理人に対して意見の聴取に関する一切の行為をすることを
委任する旨を明示した書面を添えて退職手当管理機関に届け出
るものとする。

(関係人の参加の許可の手続)

第6条 関係人は、準用手続条例第17条第1項の規定に基づく参
加の許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の4日前
までに、意見の聴取の件名、当該関係人の氏名及び住所並びに
当該意見の聴取に係る退職手当の支給制限等の処分につき利害
関係を有することの具体的な疎明を記載した書面を退職手当管
理機関に提出するものとする。

2 主宰者は、前項の参加の許可をしたときは、速やかにその旨
を当該関係人に通知しなければならない。

(参考人)

第7条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある
者その他の参考人(以下「参考人」という。)に対し、意見の
聴取に関する手続に参加することを求めることができる。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 当事者及び当該退職手当の支給制限等の処分がされた場
合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者
等」という。)は、準用手続条例第18条第1項の規定に基づき
資料の閲覧を求めるときは、意見の聴取の件名、当該当事者等
の氏名及び住所並びに当該閲覧をを求める資料の標目を記載した
書面を退職手当管理機関に提出するものとする。ただし、意見
の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の
閲覧については、口頭で求めることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の資料の閲覧を求められた場合
において、準用手続条例第18条第3項の規定に基づき当該閲覧に
ついて日時及び場所を指定したときは、速やかに当該指定した
日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この
場合において、退職手当管理機関は、指定する日時及び場所
について、意見の聴取の期日における審理のための当該当事者等
の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行
に応じて必要となった資料の閲覧を求められた場合において、

当該審理において閲覧させることができないとき（準用手続条例第18条第1項後段の規定に基づき閲覧を拒む場合を除く。）は、速やかに当該閲覧について日時及び場所を指定し、当該指定した日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、準用手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該指定した日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第9条 準用手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行わなければならない。

2 主宰者が準用手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により新たな主宰者を指名したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人（その時まで準用手続条例第17条第1項の規定に基づく求めを受諾し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（補佐人の出頭の許可の手続）

第10条 当事者又は参加人は、準用手続条例第20条第3項の規定に基づく補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の4日前までに、意見の聴取の件名並びに補佐人の氏名及び住所、当該当事者又は参加人との関係並びに補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出するものとする。ただし、準用手続条例第22条第2項（準用手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知され、又は告知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人（既に受けた準用手続条例第20条第3項の規定に基づく許可に係る補佐人に限る。）であって、当該許可に係る事項について補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の補佐人の出頭の許可をしたときは、速やかにその旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人が行った意見の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取ら消さない限り、当該当事者又は参加人が自ら行ったものとみなす。

（意見の聴取の期日における意見の陳述の制限及び秩序の維持）

第11条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該意見の聴取に係る事案の範囲を超えて意見の陳述を行うときその他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためやむを得ないと認めるときは、その者が行う意見の陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日に

おける審理の秩序を維持するため、当該審理の進行を妨げ、又は秩序を乱す者に対し退去を命ずる等必要な措置をとることができる。

（意見の聴取の期日における審理の公開）

第12条 退職手当管理機関は、準用手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、当該意見の聴取に係る意見の聴取の件名並びに意見の聴取の期日及び場所を公示し、併せて、速やかにその旨を当事者、参加人（その時まで準用手続条例第17条第1項の規定に基づく求めを受諾し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者に限る。）及び参考人に通知しなければならない。

（陳述書の記載事項）

第13条 準用手続条例第21条第1項の陳述書（次条第1項第7号において「陳述書」という。）には、意見の聴取の件名、提出する者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実その他当該意見の聴取に係る事案の内容についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取調査及び報告書の記載事項等）

第14条 準用手続条例第24条第1項の調査書（以下「意見の聴取調査書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下この項において「意見の聴取参加者」という。）並びに参考人の氏名及び住所
- (5) 意見の聴取の期日における審理に出席した退職手当管理機関の職員（第8号において「出席職員」という。）の氏名及び職名
- (6) 意見の聴取の期日に出頭しなかった意見の聴取参加者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取参加者のうち当事者及びその代理人が意見の聴取の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (7) 意見の聴取参加者及び参考人が陳述した意見（陳述書に記載された意見を含む。）の要旨
- (8) 出席職員が行った説明の要旨
- (9) 証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目
- (10) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 意見の聴取調査書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して当該意見の聴取調査書の一部とすることができる。

3 準用手続条例第24条第3項の報告書（次条において「報告

書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。

(1) 退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(2) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見

(3) 前号の意見の理由

（意見の聴取調査及び報告書の閲覧の手続）

第15条 当事者又は参加人は、準用手続条例第24条第4項の規定に基づき意見の聴取調査書又は報告書の閲覧を求めるときは、意見の聴取の件名、当該当事者又は参加人の氏名及び住所並びに当該閲覧を求めようとする意見の聴取調査書又は報告書の件名を記載した書面を、意見の聴取の終結前にあっては主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては退職手当管理機関に提出するものとする。

2 主宰者又は退職手当管理機関は、前項の意見の聴取調査書又は報告書の閲覧を求められた場合において、当該閲覧について日時及び場所を指定したときは、速やかに当該指定した日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、意見の聴取の手続に関し必要な事項は、退職手当管理機関が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

		第 号
		年 月 日
様		
		(退職手当管理機関) 印
意見の聴取通知書		
次のとおり意見の聴取を行いますので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項（第15条第5項・第16条第3項・第17条第8項）において準用する高知県行政手続条例第15条第1項の規定により通知します。		
意見の聴取の件名		
予定される退職手当の支給制限等の処分の内容		
退職手当の支給制限等の処分の根拠となる職員の退職手当に関する条例の条項		
退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実		
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から	
意見の聴取の場所		
意見の聴取に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	
備考 1 あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。		
2 あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、当該退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。		
3 その他意見の聴取に際しての留意事項は、裏面に記載しているとおります。		

注 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載し、添付する。

(裏面)

意見の聴取に際しての留意事項		
1 あなたが意見の聴取の期日に出頭しない場合は、あなたに代わって代理人が意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに、意見の聴取の件名、当該代理人の氏名及び住所並びに当該代理人とあなたとの関係を記載した書面に、当該代理人に対して意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を添えて（退職手当管理機関）に届け出てください。		
なお、当該代理人がその資格を失ったときは、速やかに書面でその旨を（退職手当管理機関）に届け出てください。		
2 あなたが意見の聴取の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合は、意見の聴取の期日の4日前までに、意見の聴取の件名、当該補佐人の氏名及び住所、当該補佐人とあなたとの関係並びに当該補佐人の補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して許可を受けてください。		
3 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合は、意見の聴取の期日又は場所の変更を（退職手当管理機関）に申し出ることができます。		
4 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭するときは、この通知書を持参してください。		
意見の聴取の主宰者	職名	
	氏名	
	連絡先	
意見の聴取の公開の有無		

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第81号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第67号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第82号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 公益認定等審議会の委員及び専門委員 」

を削り、

「 職員委員会委員
特別職報酬等審議会委員
公務災害補償等認定委員会委員
公務災害補償等審査会委員
私立学校審議会委員
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
職員倫理審査会委員 」

を
「 _____ 」

公益認定等審議会の委員及び専門委員
特別職報酬等審議会委員
公務災害補償等審査会委員
職員倫理審査会委員
職員委員会委員
公務災害補償等認定委員会委員
退職手当審査会委員

に、

「 交通安全対策会議の委員、特別委員及び幹事 」

を

「 交通安全対策会議の委員、特別委員及び幹事
こうち男女共同参画会議委員
私立学校審議会委員
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員 」

に改め、

「 こうち男女共同参画会議委員 」

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~





第8条中「第13条第2項」を「第14条第3項」に改める。  
 第9条中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。  
 第10条中「第15条」を「第16条」に改める。  
 本則に次の3条を加える。

(利用料金の承認手続)

**第11条** 指定管理者は、条例第27条の規定により利用料金を定めようとするときは、別記第12号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第27条の規定により知事の承認を受けた利用料金を変更しようとするときは、別記第13号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

**第12条** 条例第31条の規則で定める申請書は、別記第14号様式によるものとする。

2 条例第31条第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 条例第30条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

3 条例第32条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、指定管理漁港施設の管理に関し必要な事項は、知事が、又は指定管理者が知事の承認を得て、別に定める。

第1号様式から第11号様式までを削る。

付則の次に次の様式を加える。

## 別記

### 第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

㊞

漁港施設滅失等届

漁港施設を滅失しました(損傷しました・汚損しました)ので、高知県漁港管理条例第3条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

|                  |  |
|------------------|--|
| 漁港の名称            |  |
| 漁港施設の位置          |  |
| 漁港施設の種類          |  |
| 被害の状況            |  |
| 滅失し、損傷し、又は汚損した原因 |  |
| 被害見積額又は復旧費見積額    |  |
| 保全又は復旧のためにとった措置  |  |

## 第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

## 危険物等荷役許可申請書

高知県漁港管理条例第4条第2項の規定により危険物等の荷役の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                 |    |  |    |  |
|-----------------|----|--|----|--|
| 漁港の名称           |    |  |    |  |
| 漁港施設の位置         |    |  |    |  |
| 漁港施設の種類         |    |  |    |  |
| 危険物等の種類及び数量     | 種類 |  | 数量 |  |
| 危険物等の所有者の住所及び氏名 |    |  |    |  |
| 荷役の期間           |    |  |    |  |
| 荷役の方法           |    |  |    |  |
| 荷役の理由           |    |  |    |  |

## 第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

## 係留施設使用届

係留施設を使用したいので、高知県漁港管理条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 漁港の名称    |                                |
| 漁港施設の位置  |                                |
| 係留施設の名称  |                                |
| 船舶の種類    | 漁船 ・ 定期貨客船 ・ 不定期貨客船            |
| 船名及び総トン数 |                                |
| 荷の種類及び数量 |                                |
| 仕出地又は仕向地 |                                |
| 係留期間     | 年 月 日から ( 時から 時まで )<br>年 月 日まで |
| 使用料の額    | 円                              |



## 第4号様式 (第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

荷さばき地等使用届

漁港施設を使用したいので、高知県漁港管理条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 漁港の名称   |                                |
| 漁港施設の位置 |                                |
| 漁港施設の種類 | 荷さばき地 ・ 野積場 ・ その他の漁港施設         |
| 使用目的    |                                |
| 使用面積    | 平方メートル                         |
| 使用期間    | 年 月 日から ( 時から 時まで )<br>年 月 日まで |
| 使用料の額   | 円                              |

注 使用場所及び使用面積が分かる平面図を添えてください。

## 第5号様式 (第5条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟  
(船舶が共有の場合は、共有者の代  
表者  
電話番号)

## 甲種漁港施設使用許可申請書

高知県漁港管理条例第8条第1項第1号の規定により漁港施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                      |                 |                                                              |
|----------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|
| 使用する<br>漁港<br>施設     | 漁港の名称           |                                                              |
|                      | 漁港施設の位置         |                                                              |
|                      | 漁港施設の種類         |                                                              |
| 緊急<br>時等<br>の連<br>絡先 | 氏名又は名称(勤務先等)    |                                                              |
|                      | 電話番号            |                                                              |
| 海技<br>免状             | 種類              | 級小型船舶操縦士                                                     |
|                      | 有効期限            | 年 月 日                                                        |
| 艇体                   | 艇名(フリガナ)        |                                                              |
|                      | 区分              | 1 モーターボート 2 ユティリティーボート<br>3 クルーザーヨット 4 デインギーヨット<br>5 その他 ( ) |
|                      | 規格              | 全長 m 全幅 m 喫水 m                                               |
|                      | 船質              | 1 FRP 2 木質 3 その他 ( )                                         |
| 船舶<br>検査             | 検査済票番号          |                                                              |
|                      | 有効期間            | 年 月 日から 年 月 日まで                                              |
| 停係泊等の期間              | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                              |
| 使用料の額                | 円               |                                                              |
| 共有<br>者              | 住所              |                                                              |
|                      | 氏名              |                                                              |
| 備考                   |                 |                                                              |

注 誓約書、船舶検査証書の写し及び小型船舶登録事項通知書の写しを添えてください。

## 第6号様式 (第5条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊞

## 甲種漁港施設目的外使用許可申請書

高知県漁港管理条例第8条第1項第2号の規定により漁港施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 漁港の名称   |                               |
| 漁港施設の位置 |                               |
| 漁港施設の種類 |                               |
| 使用目的    |                               |
| 使用面積    | 平方メートル                        |
| 使用期間    | 年 月 日から ( 時から 時まで)<br>年 月 日まで |
| 使用料の額   | 円                             |

注 位置表示図及び占用区域の求積図を添えてください。

## 第6号様式の2 (第5条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊞  
(船舶が共有の場合は、共有者の代  
表者  
電話番号)

## 指定管理漁港施設利用許可申請書

高知県漁港管理条例第21条第1項の規定により指定管理漁港施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|              |                 |                                                             |
|--------------|-----------------|-------------------------------------------------------------|
| 利用する指定管理漁港施設 | 漁港の名称           | 宇佐漁港                                                        |
|              | 漁港施設の位置         |                                                             |
|              | 漁港施設の種類         |                                                             |
| 緊急時等の連絡先     | 氏名又は名称(勤務先等)    |                                                             |
|              | 電話番号            |                                                             |
| 海技免状         | 種類              | 級小型船舶操縦士                                                    |
|              | 有効期限            | 年 月 日                                                       |
| 艇体           | 艇名(フリガナ)        |                                                             |
|              | 区分              | 1 モーターボート 2 ユティリティーボート<br>3 クルーザーヨット 4 デインギーヨット<br>5 その他( ) |
|              | 規格              | 全長 m 全幅 m 喫水 m                                              |
|              | 船質              | 1 FRP 2 木質 3 その他( )                                         |
| 船舶検査         | 検査済票番号          |                                                             |
|              | 有効期間            | 年 月 日から 年 月 日まで                                             |
| 停係泊等の期間      | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                             |
| 使用料の額        | 円               |                                                             |
| 共有者          | 住所              |                                                             |
|              | 氏名              |                                                             |
| 備考           |                 |                                                             |

注 誓約書、船舶検査証書の写し及び小型船舶登録事項通知書の写しを添えてください。

## 第7号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

## 漁港施設占有許可申請書

高知県漁港管理条例第11条第1項の規定により漁港施設の占有の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 漁港の名称      |                 |
| 漁港施設の位置    |                 |
| 漁港施設の種類    |                 |
| 占有又は工事の目的  |                 |
| 占有面積       | 平方メートル          |
| 占有期間       | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 占有料の額      | 円               |
| 工作物の種別及び構造 |                 |
| 工作物の工事期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |

注 占有面積は、電柱類建設の場合は占有本数、管類埋設及び上空占有(電線類)の場合は占有延長(メートル)としてください。

## 第8号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

## 漁港施設占有変更許可申請書

先に許可を受けました漁港施設の占有について変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|              |                    |                    |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 占有許可の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号          |                    |
| 漁港の名称        |                    |                    |
| 漁港施設の種類      |                    |                    |
| 変更事項         | 変更前                | 変更後                |
| 漁港施設の位置      |                    |                    |
| 占有又は工事の目的    |                    |                    |
| 占有面積         | 平方メートル             | 平方メートル             |
| 占有期間         | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 占有料の額        | 円                  | 円                  |
| 工作物の種別及び構造   |                    |                    |
| 工作物の工事期間     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 変更理由         |                    |                    |

注 占有面積は、電柱類建設の場合は占有本数、管類埋設及び上空占有(電線類)の場合は占有延長(メートル)としてください。

## 第9号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

## 漁港施設占有継続許可申請書

先に許可を受けました漁港施設の占有について継続の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 占有許可の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号       |
| 漁港の名称        |                 |
| 漁港施設の位置      |                 |
| 漁港施設の種類      |                 |
| 占有又は工事の目的    |                 |
| 占有面積         | 平方メートル          |
| 現在の占有期間      | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 占有継続期間       | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 占有料の額        | 円               |
| 継続理由         |                 |

注 占有面積は、電柱類建設の場合は占有本数、管類埋設及び上空占有（電線類）の場合は占有延長（メートル）としてください。

## 第10号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

## 工作物設置工事着手（完成）届

先に許可を受けました漁港施設における工作物の設置について工事に着手しました（が完成しました）ので、次のとおり届け出ます。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 占有許可の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号       |
| 漁港の名称        |                 |
| 漁港施設の位置      |                 |
| 漁港施設の種類      |                 |
| 工作物の種別及び構造   |                 |
| 工作物の工事期間     | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 工事の着手又は完成年月日 | 年 月 日           |

## 第11号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 印

入港(出港)届

漁港に入港しました(を出港します)ので、高知県漁港管理条例第16条の規定により次のとおり届け出ます。

|              |         |                    |    |
|--------------|---------|--------------------|----|
| 漁港の名称        |         |                    |    |
| 船名           |         | 入港又は出港の目的          |    |
| 漁船(船舶)登録番号   |         | 揚荷又は積荷の種類及び数量      | kg |
| 総トン数         | トン      | 馬力数                | 馬力 |
| 入港日時         | 年 月 日 時 |                    |    |
| 出港日時         | 年 月 日 時 |                    |    |
| 前の出港地又は次の入港地 |         | 船舶の所有者又は使用者の住所及び氏名 |    |

- 注 1 入港届として提出するときは、「出港日時」欄に出港予定年月日及び時刻を記入してください。
- 2 継続して入港又は出港をする船舶は、月の初めにその月の分を一括して届け出てください。

## 第12号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 印

指定管理漁港施設利用料金承認申請書

高知県漁港管理条例第27条の規定により指定管理漁港施設の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の申請額

| 区分 | 利用料金(円) | 備考 |
|----|---------|----|
|    |         |    |

## 2 利用料金の申請額の根拠

## 3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

## 第13号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 指定管理漁港施設利用料金変更承認申請書

高知県漁港管理条例第27条の規定により指定管理漁港施設の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 利用料金の変更申請額

| 区分 | 利用料金 (円) |     | 備考 |
|----|----------|-----|----|
|    | 変更前      | 変更後 |    |
|    |          |     |    |

## 2 利用料金の変更申請額の根拠

## 3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

## 第14号様式 (第12条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

指定管理漁港施設の指定管理者の指定を受けたいので、高知県漁港管理条例第31条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                  |            |           |          |          |  |
|------------------|------------|-----------|----------|----------|--|
| 申請者              | フリガナ       |           |          |          |  |
|                  | 名称         |           |          |          |  |
|                  | 代表者の職・氏名   | 職名        |          | フリガナ     |  |
|                  |            | 氏名        |          |          |  |
|                  | 主たる事務所の所在地 | (郵便番号 - ) |          |          |  |
|                  |            | 電話番号      |          | ファクシミリ番号 |  |
| 高知県内の主たる事務所等の所在地 | (郵便番号 - )  |           |          |          |  |
|                  | 電話番号       |           | ファクシミリ番号 |          |  |

## 関係書類

- (1) 高知県漁港管理条例第31条第1号の事業計画書
- (2) 高知県漁港管理条例第30条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第68号)附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県漁港管理条例施行規則第12条第1項及び第2項並びに第11条の規定の例による。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程を次のように定める。

平成21年10月23日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第14号**

**企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程**

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)第16条第3項の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第14条第3項又は第15条第4項(同条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。)の規定により退職手当管理機関(同条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。)として高知県公営企業局長が行う意見の聴取の手続については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(平成21年高知県規則第80号)の規定の例による。

**附 則**

この規程は、平成21年10月23日から施行する。

~~~~~  
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月23日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第15号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「及び支給方法」を「、支給方法

等」に改める。

附 則

この規程は、平成21年10月23日から施行する。

議 会 告 示

高知県議会告示第3号

高知県議会議長が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程を次のように定める。

平成21年10月23日

高知県議会議長 元木 益樹

高知県議会議長が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規程

職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第14条第3項又は第15条第4項(同条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。)の規定により退職手当管理機関(同条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。)として高知県議会議長が行う意見の聴取の手続については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(平成21年高知県規則第80号)の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年10月23日から施行する。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成21年10月23日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第20号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保護者は、奨学金を「保護者（以下「保護者」という。）は、同項の規定に基づき貸与される奨学金（別表第1を除き、以下「奨学金」という。）」に改め、同条第4項第4号中「別表第1に定める基準額（a）」を「生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額（次号において「基準額」という。）」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「次条第3項において」を「以下」に、「別表第1に定める基準額（a）」を「基準額」に改め、「又は支出が著しく増大した世帯」を削り、同号を同項第5号とし、同項に次の1号を加える。

（6） 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの

第2条第5項中「修学資金」を「教育支援資金」に、「別表第2備考1」を「別表第1備考1」に改め、同条第6項を削る。

第3条第1項中「高等学校等」を「高等学校等（条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「前条第4項第1号から第5号まで」を「前条第4項第1号から第4号まで」に改め、同項第2号中「高等学校等の」を「高等学校等が」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項中「前条第4項第6号」を「前条第4項第5号又は第6号」に、「別記第1号様式の4」を「別記第1号様式の3」に改め、同項第2号中「高等学校等の」を「高等学校等が」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第4項中「が中学校」を「が中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」に、「申請書」を「申請書等」に改める。

第3条の2第1項中「内定した申請者には別記第1号様式の5」を「内定した申請者（次条第1項において「内定者」という。）には別記第1号様式の4」に改め、「（以下「内定通知書」という。）」を削り、同条第2項中「申請書等」を「前条第1項の規定による申請書等」に改め、同条第3項を削る。

第4条第1項中「第3条第2項若しくは第3項の」を「内定者について4月30日までに高等学校等に在学していることを確認したとき又は第3条第2項若しくは第3項の規定による」に改め、「又は前条第3項の書類の提出があったとき」を削り、「、貸与する者」を「、奨学金を貸与する内定者又は申請者」に、「貸与しない者」を「貸与しない内定者又は申請者」に改め、同条第2項中「申請書」を「第3条第2項又は第3項の規定による申請書等」に改め、同条第3項中「貸与」を「奨学金の貸与」に改める。

第5条第2項中「第2条第4項第6号」を「第2条第4項第5号又は第6号の規定」に、「第4条第1項」を「前条第1項」に、「県教育長が」を「県教育長が奨学金の」に改める。

第6条第1項中「奨学生は、」を「奨学生は、第4条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「連帯保証人」を「前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）」に改める。

第7条第2項中「申請書」を「第3条第1項から第3項までの規定により申請書等」に改める。

第9条第3項及び第4項を削る。

第9条の2第1項を次のように改める。

奨学生は、転学又は編入学をしたことにより貸与を受けている奨学金の奨学金区分の変更が必要となったとき又は条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更を申し出ようとするときは、別記第8号様式による奨学金貸与月額変更申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を在学する高等学校等を經由して県教育長に提出しなければならない。

第9条の2第2項中「増額申請書」を「変更申請書」に、「を増額する」を「を変更する」に、「増額する」を「、奨学金の月額を変更する」に、「別記第8号様式の3」を「別記第8号様式の2」に改め、「（次項において「変更通知書」という。）」を削り、「増額しない」を「変更しない」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項の奨学金区分の変更による奨学金の月額の変更は、転学又は編入学をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から、これを行うものとする。

4 第1項の条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更は、変更申請書に記載された変更希望日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から、これを行うものとする。ただし、当該変更希望日が当該変更申請書を県教育長が受理した日以前の日である場合は、当該受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときにあっては、その日の属する月）から行うものとする。

第11条の見出し中「復活」を「再開」に改め、同条第1項中「奨学金の貸与を一時停止された者が」を「条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により」に、「復活を」を「再開を」に、「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与再開申請書」に改め、同条第2項中「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与再開申請書」に、「貸与の復活を」を「奨学金貸与再開通知書」に改め、同条第3項中「前項」を「条例第5条」に、「貸与の復活は、」を「奨学金の貸与の再開は、奨学金の」に改める。

第14条中「規定により」を「規定に基づき」に、「又は」を「又は」に改める。

第15条第1項中「別表第2の」を「別表第1に定める」に改め、同条第2項中「に入学し、修学する」を「で修学する」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第3項中「返還の」を「奨学金の返還の」に改め、同条第4項中「返還の」を「奨学金の返還の」に、「申請を」を「当該申請を」に改める。

第16条第2項中「金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第3項中「奨学生は、」を「奨学生は、条例第6条の規定に基づき」に、「又は」を「又は条例第8条の規定に基づく奨学金の」に改め、同条第4項中「、前項」を「、同項」に改める。

第17条第1項中「奨学金返還猶予申請書に」を「奨学金返還猶予申請書に奨学金の」に改め、同条第2項中「返還の」を「奨学金の返還の」に、「決定し、」を「決定し、奨学金の返還の」に改め、同条第4項中「第8条第2号」を「第8条第2号の規定」に、「1年以内の期間」を「1年以内で当該期間を」に改める。

第18条第1項中「別表第3及び別表第4に規定する」を「別表第2及び別表第3に定める」に改め、同条第2項第2号中「医師の」を「医師が」に、「が確認できる」を「を確認することができる」に改め、同条第3項中「返還の」を「奨学金の返還の」に、「決定し、」を「決定し、奨学金の返還の」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「別表第3に規定する」を「別表第2に定める」に改め、同項第2号中「別表第4に規定する」を「別表第3に定める」に改める。

第19条中「第10条の規定に基づき」を「第10条第1項の規定により」に、「その端数金額又はその全額」を「当該端数又は当該全額」に改める。

第20条第1号中「申請書」を「申請書等」に改め、同条第2号中「内定通知書等」を「高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書等」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考1中「貸与された奨学金」を「貸与を受けた奨学金」に、「通学支援奨学金を併せて貸与された」を「併せて通学支援奨学金の貸与を受けた」に、「当該併せて貸与された」を「当該併せて貸与を受けた」に改め、同表備考2中「貸与された」を「貸与を受けた」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3備考2中「矯正視力」を「、矯正視力」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4備考2中「矯正視力」を「、矯正視力」に改め、同表を別表第3とする。

別記第1号様式から別記第1号様式の4までを次のように改める。

**別記
第1号様式** (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名 ㊟
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名 ㊟
生年月日
電話番号

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分	国公立	18,000円	23,000円				
	私立	30,000円	35,000円				
申請者が入学を希望する高等学校等の名称		課程	全日制 定時制 (昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別科				
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入金額	年間所得金額	備考 ※2
	申請者本人				円	円	
	合計	人					

他の奨学金等の貸与状況	有(名称:) 無 申請中(申請先:)				
奨学金の振込口座※3					
金融機関名				店舗名	
預金種別	普通	口座番号		口座名義	

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。			
年	月	日	
連帯保証人	郵便番号	連帯保証人	郵便番号
※4	住所	※4	住所
氏名	氏名	氏名	氏名
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
奨学生との関係	奨学生との関係	奨学生との関係	奨学生との関係
職業	職業	職業	職業
勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計				
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第1号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名 ㊞
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名 ㊞
生年月日
電話番号

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分		国公立	18,000円	23,000円			
		私立	30,000円	35,000円			
高等学校等の名称		課程	全日制 定時制 (昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別科				
学年又は年次 (入学年度)			第 (学年 (年次) 年度)				
申請者 と 生 計 を 一 に す る 家 族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先 (学生 の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※2
	申請者 本人				円	円	
	合計	人					

他の奨学金等の貸与状況	有 (名称 :) 無 申請中 (申請先 :)				
奨学金の振込口座※3					
金融機関名				店舗名	
預金種別	普通	口座番号			口座名義

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

電話番号	年 月 日	連帯保証人 郵便番号	連帯保証人 郵便番号
※4		※4	
住所		住所	
氏名		氏名	
生年月日		生年月日	
電話番号		電話番号	
奨学生との関係		奨学生との関係	
職業		職業	
勤務先(会社名等)		勤務先(会社名等)	

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計				
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第1号様式の3 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

保護者 郵便番号
※1 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

高知県高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

申請区分	国公立	18,000円	23,000円					
	私立	30,000円	35,000円					
高等学校等の名称		課程	全日制 定時制(昼間部 夜間部) 通信制 専攻科 別科					
学年又は年次(入学年度)	第()学年(年次)年度							
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業及び勤務先(学生の場合は、学校名)	年間収入金額	年間所得金額	備考※2	
	申請者本人				円	円		
	合計	人						

他の奨学金等の貸与状況	有(名称:) 無 申請中(申請先:)				
奨学金の振込口座※3					
金融機関名				店舗名	
預金種別	普通	口座番号			口座名義

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。	
年 月 日	
連帯保証人 ※4	連帯保証人 ※4
郵便番号	郵便番号
住 所	住 所
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日
電話番号	電話番号
奨学生との関係	奨学生との関係
職 業	職 業
勤務先(会社名等)	勤務先(会社名等)
奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情(事実発生年月日: 年 月 日)	
学校長の所見	
年 月 日	
	学校名
	学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 其他			
収入合計			事由発生前	
			事由発生後	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類
 - (4) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (5) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - (6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第1号様式の4 (第3条の2関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長



高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書

年 月 日付で申請のありました高知県高等学校等奨学金については、
貸与することを内定しましたので、通知します。

備考 今回の内定は、奨学金の貸与の決定ではありません。奨学金の貸与の決定について
は、 月ごろを予定しています。

別記第1号様式の5を削る。
別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長



高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与については、次のとおり決定しましたので、通知します。

奨学生決定番号	
奨学金区分	国公立 私立
貸与月額	円
貸与の始期	年 月から

- 備考 1 奨学金の貸与の期間は、年間を限度とします。
- 2 あなたが奨学金の貸与の要件を欠いた場合は、奨学金の貸与を取り消すことがあります。
- 3 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従ってください。

別記第8号様式及び別記第8号様式の2を次のように改める。

第8号様式 (第9条の2関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

奨学金貸与月額変更申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第9条の2第1項の規定により、
下記のとおり奨学金の月額の変更を申請します。

記

1 転学又は編入学をした場合

区分	奨学金区分	貸与月額	学校名	転学又は編入学をした日
変更前	国公立 私立	円		年 月 日
変更後	国公立 私立	円		

2 奨学金の月額の変更を希望する場合

区分	奨学金区分	貸与月額	変更を希望する日
変更前	国公立 私立	円	年 月 日から
変更後	国公立 私立	円	

第8号様式の2 (第9条の2関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長 ㊟

奨学金貸与月額変更通知書

年 月 日付で申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与月額の変更については、次のとおり決定しましたので、通知します。

奨学金区分	国公立	私立
貸与月額	円(変更前) 円)	
変更の始期	年 月から	

別記第8号様式の3を削る。
別記第10号様式及び別記第11様式を次のように改める。

第10号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

奨学金貸与再開申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与の再開を申請します。

記

1 貸与の再開を申請する理由

2 貸与の一時停止の始期 年 月から

3 貸与の一時停止の理由がなくなった日 年 月 日

第11号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長

印

奨学金貸与再開通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の貸与の再開
については、年 月から行うこととしましたので、通知します。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定(「修学資金」を「教育支援資金」に改める部分に限る。)及び同条第6項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則(高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条第6項を削る改正規定に限る。)による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条の規定は、平成21年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第69号)の施行の日以後に新たに奨学金の貸与を決定する者が同日前に行う奨学金の貸与の申請手続及び当該奨学金の貸与の内定については、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条及び第3条の2の規定の例による。
(高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部改正)
- 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(平成19年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「定める者」を「定める者(以下「保護者」という。)」に、「奨学金(以下)を「奨学金(別表第3を除き、以下)に改め、同条第4項第4号中「高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。)」別表第1に定める基準額(a)」を「生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額(次号において「基準額」という。)」に改め、同項第5号中「次条第3項において」を「以下」に、「高等学校等奨学金貸与規則別表第1に定める基準額(a)」を「基準額」に改め、「又は支出が著しく増大した世帯」を削り、同項に次の1号を加える。

(6) 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの

第3条第1項ただし書中「高等学校等奨学金貸与規則」を「高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。)」に、「次に掲げる書類」を「当該書類」に改め、同条第2項第2号中「県立高校の」を「県立高校が」に改め、同条第3項中「前条第4項第5号」を「前条第4項第5号又は第6号」に改め、同項第2号中「県立高校の」を「県立高校が」に改める。

第4条第3項第1号中「県立高校の」を「県立高校が」に改める。

第6条第2項中「第2条第4項第5号」を「第2条第4項第5号又は第6号」に改める。

第9条中「以下「保護者」という」を「以下同じ」に改める。

第10条第3項中「4月20日までに別記第11号様式による高知県県立高校通学支援奨学金現況報告書(次項において「現況報告書」という。)」を「県教育長が指定する期日までに通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(次項において「運賃確認書類」という。)」に改め、同条第4項中「現況報告書」を「運賃確認書類」に改める。

第11条第3項中「行う」を「、これを行う」に改める。

第13条第1項中「奨学金の貸与を一時停止された奨学生が」を「条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により」に改め、同条第3項中「前項」を「条例第5条」に改める。

第17条第2項中「に入学し、修学するために資金を貸与された」を「で修学するために資金の貸与を受けた」に改める。

第19条第1項中「奨学金返還猶予申請書に」を「奨学金返還猶予申請書に奨学金の」に改め

る。

第20条第1項中「別表第3及び別表第4」を「別表第2及び別表第3」に改め、同条第3項ただし書中「次に掲げる書類」を「当該書類」に改め、同条第5項第1号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第2号中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第3備考1中「貸与された奨学金」を「貸与を受けた奨学金」に、「ただし、」を「ただし、併せて」に、「を併せて貸与された」を「の貸与を受けた」に、「当該併せて貸与された」を「当該併せて貸与を受けた」に改め、同表備考2中「貸与された」を「貸与を受けた」に改める。

別記第1号様式中「関係書類を添えて」を「関係書類を添えて次のとおり」に、

合計	人		
----	---	--	--

を

合計	人		
----	---	--	--

に、

奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3										
金融機関名								店舗名		
預金種目	普通 その他()	口座番号						口座名義		

を

奨学金の振込口座※3										
金融機関名								店舗名		
預金種別	普通	口座番号						口座名義		

に改め、同様式裏面中

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号	収入合計					
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

を

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 その他			

収入合計	
生活保護世帯	非課税世帯 減免世帯 基準額以下の世帯

に改め、同様式裏面備考中「振込口座は」を「奨学金の振込口座は」に、「貸与を受けよう」とを「奨学金の貸与を受けよう」とに、「福祉事務所長の」を「福祉事務所長が」に、「市町村長の」を「市町村長が」に、

「(6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証する書類

(7) 振込口座の各項目の記載内容が確認することができる預金通帳の写し

を「(6) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し

に、「別葉」を「別様」に改める。

別記第2号様式中「関係書類を添えて」を「関係書類を添えて次のとおり」に、

合計	人		
----	---	--	--

を

合計	人		
----	---	--	--

に、

奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3										
金融機関名								店舗名		
預金種目	普通 その他()	口座番号						口座名義		

を

奨学金の振込口座※3										
金融機関名								店舗名		
預金種別	普通	口座番号						口座名義		

に改め、同様式裏面中

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号	収入合計					
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

を

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 その他			
収入合計				
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯

に改め、同様式裏面備考中「振込口座は」を「奨学金の振込口座は」に、「(8)」を「(7)」に、「貸与を受けよう」とを「奨学金の貸与を受けよう」とに、「福祉事務所の」を「福祉事務所長が」に、「市町村長の」を「市町村長が」に、

「(6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証する書類

(7) 在学する県立高校の発行する在学証明書
を

「(6) 在学する県立高校が発行する在学証明書
に、「(9) 振込口座」を「(8) 奨学金の振込口座」に、「記載内容が」を「記載内容を」に、「別葉」を「別様」に改める。

別記第3号様式中「関係書類を添えて」を「関係書類を添えて次のとおり」に、

合計	人		
----	---	--	--

合計	人	
----	---	--

に、

奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3									
金融機関名				店舗名					
預金種目	普通	その他 ()	口座番号					口座名義	

を

奨学金の振込口座※3									
金融機関名				店舗名					
預金種別	普通	口座番号						口座名義	

に改め、同様式裏面中

奨学金の緊急貸与を希望するに至った家庭の事情を記載してください。	
事実発生年月日	年 月 日

学校長の所見 年 月 日 学校名 学校長氏名	印
---------------------------------	---

を
「奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情(事実発生年月日: 年 月 日)

学校長の所見 年 月 日 学校名 学校長氏名	印
---------------------------------	---

に、

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号		収入合計				
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

を

世帯員数	収入の種類	基準額	障害者加算	収入基準額
	給与 その他			
収入合計			事由発生前	
			事由発生後	

に改め、同様式裏面備考中「振込口座は」を「奨学金の振込口座は」に、「(7)に」を「(6)に」に、「市町村長の」を「市町村長が」に、「この申請書の記載事項」を「奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情」に、

「(5) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証する書類

(6) 在学する県立高校の発行する在学証明書
を

「(5) 在学する県立高校が発行する在学証明書」に、「(7) 通学」を「(6) 通学」に、「(8) 振込口座」を「(7) 奨学金の振込口座」に、「記載内容が」を「記載内容を」に、「別葉」を「別様」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 削除

別記第15号様式中

「奨学生 決定番号

住 所

氏 名

㊦」

を

「 奨学生 奨学生決定番号

住所

氏名

㊦」

に、

「2 奨学金の貸与を一時停止された期間

年 月分

から

年

月分まで」

を

「2 奨学金の貸与の一時停止の始期

年 月から

」

に改める。

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第3号

高知県代表監査委員が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程を次のように定める。

平成21年10月23日

高知県代表監査委員 奴田原 訂

**高知県代表監査委員が行う職員の退職手当に関する条例
の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規程**

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第14条第3項又は第15条第4項（同条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）の規定により退職手当管理機関（同条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。）として高知県代表監査委員が行う意見の聴取の手續については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成21年高知県規則第80号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年10月23日から施行する。